

協議第31号

水道関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-17 水道関係事業の取扱い
<p>1 上水道事業、簡易水道事業及び営農用水事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>3 水道料金の徴収については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とする。実施は、平成18年6月からとする。</p> <p>(2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>(3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>4 加入者負担金については、幕別町の額を基準に、合併時に統一する。</p> <p>5 手数料については、合併時に統一する。</p> <p>6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、忠類村の例により、合併時に再編する。</p> <p>7 区域外受・給水については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 指定給水装置工事事業者については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

「調整第158号（協議第31号） 水道関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-17 水道関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 営農用水事業については、<u>更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。</u> <u>明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>3 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。</p> <p>4 水道料金の徴収については、次の区分により調整する。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。 (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。 (3) 略</p> <p>5 加入者負担金及び手数料については、合併時に統一する。</p> <p>6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、<u>更別村</u>の例により、合併時に再編する。</p> <p>7及び8 略</p>	<p>1 上水道事業、簡易水道事業及び営農用水事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に統一する。<u>ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</u></p> <p>3 水道料金の徴収については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とする。<u>実施は、平成18年6月からとする。</u> (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、<u>合併する年度の翌年度に再編する。</u> (3) 略</p> <p>4 加入者負担金については、<u>幕別町の額を基準に、合併時に統一する。</u></p> <p>5 <u>手数料については、合併時に統一する。</u></p> <p>6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、<u>忠類村</u>の例により、合併時に再編する。</p> <p>7及び8 略</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
営農用水事業	該当なし	<p>【明和地区営農用水事業】</p> <p>管路の修繕及び水質検査等の管理は村が行っているが、運営は地域住民の組合（明和地区水道利用組合）が行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水区域 字明和、字幌内、字新生の全域及び字古里、字元忠類の一部 ・ 給水戸数 91件 ・ 1日最大配水量 323m³/日 <p>平成18年度（予定）から道営事業により再整備を行い、整備工事着手時に簡易水道事業認可を取得する。 平成22年度（予定）の簡易水道事業の供用開始から簡易水道事業として事業を行う。</p> <p>明和地区水道利用組合料金 （消費税込み） 基本料金（1カ月当り） 500円（20m³まで） 超過料金 20円（1m³当り）</p> <p>ただし、平成22年度（予定）の簡易水道事業の供用開始から、簡易水道料金に統一する。</p>	<p>更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。 （新町において、更別地域を区域とする簡易水道事業により事業を行う。）</p> <p>明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区分	現況		調整の具体的内容																																																	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																																																
水道料金 (上水道・簡易水道事業)	【上水道料金】 消費税抜き <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>380円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>380円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>970円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>2,135円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>7,765円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>11,650円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>14,560円</td><td>195円</td></tr> </tbody> </table>		口径	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)	13mm	380円	195円	20mm	380円	195円	25mm	970円	195円	40mm	2,135円	195円	50mm	7,765円	195円	75mm	11,650円	195円	100mm	14,560円	195円	合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。	合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。 【上水道料金】 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>399円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>399円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>1,018円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>2,241円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>8,153円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>12,232円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>15,288円</td><td>204円</td></tr> </tbody> </table>	口径	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)	13mm	399円	204円	20mm	399円	204円	25mm	1,018円	204円	40mm	2,241円	204円	50mm	8,153円	204円	75mm	12,232円	204円	100mm	15,288円	204円
	口径	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)																																																	
	13mm	380円	195円																																																	
	20mm	380円	195円																																																	
	25mm	970円	195円																																																	
	40mm	2,135円	195円																																																	
	50mm	7,765円	195円																																																	
	75mm	11,650円	195円																																																	
	100mm	14,560円	195円																																																	
	口径	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)																																																	
13mm	399円	204円																																																		
20mm	399円	204円																																																		
25mm	1,018円	204円																																																		
40mm	2,241円	204円																																																		
50mm	8,153円	204円																																																		
75mm	12,232円	204円																																																		
100mm	15,288円	204円																																																		
【簡易水道料金】 消費税抜き <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>家事用</td><td>380円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>営業用</td><td>380円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>団体用</td><td>1,750円</td><td>195円</td></tr> <tr><td>営農用</td><td>380円</td><td>20m³まで 195円 21m³より 117円</td></tr> </tbody> </table>		用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)	家事用	380円	195円	営業用	380円	195円	団体用	1,750円	195円	営農用	380円	20m ³ まで 195円 21m ³ より 117円	【簡易水道料金】 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>超過料金 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一般用</td><td>1,130円 (8m³まで)</td><td>140円</td></tr> <tr><td>営業用</td><td>3,090円 (20m³まで)</td><td>140円</td></tr> <tr><td>団体用</td><td>2,880円 (20m³まで)</td><td>140円</td></tr> <tr><td>営農用</td><td>1,130円 (8m³まで)</td><td>140円</td></tr> </tbody> </table>	用途	基本料金 (1カ月当り)	超過料金 (1m ³ 当り)	一般用	1,130円 (8m ³ まで)	140円	営業用	3,090円 (20m ³ まで)	140円	団体用	2,880円 (20m ³ まで)	140円	営農用	1,130円 (8m ³ まで)	140円	【簡易水道料金】 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一般用</td><td>399円</td><td>204円</td></tr> <tr><td>営業(農)用</td><td>399円</td><td>20m³まで 204円 21m³より 122円</td></tr> <tr><td>団体用</td><td>1,837円</td><td>204円</td></tr> </tbody> </table>	用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)	一般用	399円	204円	営業(農)用	399円	20m ³ まで 204円 21m ³ より 122円	団体用	1,837円	204円							
用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)																																																		
家事用	380円	195円																																																		
営業用	380円	195円																																																		
団体用	1,750円	195円																																																		
営農用	380円	20m ³ まで 195円 21m ³ より 117円																																																		
用途	基本料金 (1カ月当り)	超過料金 (1m ³ 当り)																																																		
一般用	1,130円 (8m ³ まで)	140円																																																		
営業用	3,090円 (20m ³ まで)	140円																																																		
団体用	2,880円 (20m ³ まで)	140円																																																		
営農用	1,130円 (8m ³ まで)	140円																																																		
用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m ³ 当り)																																																		
一般用	399円	204円																																																		
営業(農)用	399円	20m ³ まで 204円 21m ³ より 122円																																																		
団体用	1,837円	204円																																																		
【臨時給水料金(上水道、簡易水道)】 消費税抜き <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水量 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>防除用</td><td>117円</td></tr> <tr><td>一般用</td><td>350円</td></tr> <tr><td>公共用</td><td>175円</td></tr> </tbody> </table>		用途	使用水量 (1m ³ 当り)	防除用	117円	一般用	350円	公共用	175円	【臨時給水料金(簡易水道)】 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水量 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>臨時用</td><td>220円</td></tr> </tbody> </table>	用途	使用水量 (1m ³ 当り)	臨時用	220円																																						
用途	使用水量 (1m ³ 当り)																																																			
防除用	117円																																																			
一般用	350円																																																			
公共用	175円																																																			
用途	使用水量 (1m ³ 当り)																																																			
臨時用	220円																																																			

区分	現況		調整の具体的内容																					
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																				
水道料金 (上水道・簡易水道事業) (つづき)				<p>【臨時給水料金（上水道、簡易水道）】</p> <p>消費税込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水量 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防除用</td> <td>122円</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>367円</td> </tr> <tr> <td>公共用</td> <td>183円</td> </tr> </tbody> </table> <p>忠類地区の料金移行 合併時～H20.3.31 忠類村の現行料金</p> <p>H20.4.1～H22.3.31 消費税込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1m³当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>399円</td> <td>157円</td> </tr> <tr> <td>営業 (農)用</td> <td>399円</td> <td>20m³まで 204円 21m³より 122円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>1,837円</td> <td>168円</td> </tr> </tbody> </table> <p>H22.4.1～ 新町の料金</p>	用途	使用水量 (1m³当り)	防除用	122円	一般用	367円	公共用	183円	用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m³当り)	一般用	399円	157円	営業 (農)用	399円	20m³まで 204円 21m³より 122円	団体用	1,837円	168円
用途	使用水量 (1m³当り)																							
防除用	122円																							
一般用	367円																							
公共用	183円																							
用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m³当り)																						
一般用	399円	157円																						
営業 (農)用	399円	20m³まで 204円 21m³より 122円																						
団体用	1,837円	168円																						

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
水道料金の徴収 (上水道・簡易水道事業)	<p>【検針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検針月 <ul style="list-style-type: none"> 市街地 毎月 農村地区 隔月 ・料金算定の定例日 検針を行った月の20～25日 <p>【料金の賦課基準】</p> <p>月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。</p> <p>使用日数がその月の2分の1以下のときは、使用水量分を翌月又は前月使用水量に加算し算定した額</p> <p>使用日数がその月の2分の1を超えるときは、1月として算定した額</p> <p>【納期】</p> <p>使用水量決定月の翌月末</p>	<p>【検針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検針月 毎月 ・料金算定の定例日 毎月13・14・15・16日 <p>【料金の賦課基準】</p> <p>月の途中において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。</p> <p>使用水量が基本水量に満たないときの基本料金の額は、その使用日数10日以内は3分の1、10日を超え20日以内のときは3分の2の額とし、20日を超えるときは、その定額とする。</p> <p>使用水量が基本水量以上のときは、その使用日数にかかわらず、1月分として算定した額</p> <p>【納期】</p> <p>使用水量決定月の翌月21日</p>	<p>次の区分により調整する。</p> <p>(1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。</p> <p>(2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。</p> <p>(3) 略</p>	<p>次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とする。実施は、平成18年6月からとする。</p> <p>(2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>(3) 略</p>

区分	現況		調整の具体的内容																																																									
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																																																								
加入者負担金 (上水道・簡易水道事業)	<p>【上水道事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">消費税抜き</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>400,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【簡易水道事業】 該当なし</p>	消費税抜き		口径	金額	13mm	20,000円	20mm	40,000円	25mm	80,000円	40mm	160,000円	50mm	200,000円	75mm	300,000円	100mm	400,000円	<p>【上水道事業】 該当なし</p> <p>【簡易水道事業】 該当なし</p>	<p>合併時に統一する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">消費税込み</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>84,000円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>89,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>168,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>315,000円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>420,000円</td> </tr> </tbody> </table>	消費税込み		口径	金額	13mm	21,000円	20mm	42,000円	25mm	84,000円	30mm	89,000円	40mm	168,000円	50mm	210,000円	75mm	315,000円	100mm	420,000円	<p>幕別町の額を基準に、合併時に統一する。</p> <p>【上水道事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">消費税込み</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>84,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>168,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>315,000円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>420,000円</td> </tr> </tbody> </table>	消費税込み		口径	金額	13mm	21,000円	20mm	42,000円	25mm	84,000円	40mm	168,000円	50mm	210,000円	75mm	315,000円	100mm	420,000円
消費税抜き																																																												
口径	金額																																																											
13mm	20,000円																																																											
20mm	40,000円																																																											
25mm	80,000円																																																											
40mm	160,000円																																																											
50mm	200,000円																																																											
75mm	300,000円																																																											
100mm	400,000円																																																											
消費税込み																																																												
口径	金額																																																											
13mm	21,000円																																																											
20mm	42,000円																																																											
25mm	84,000円																																																											
30mm	89,000円																																																											
40mm	168,000円																																																											
50mm	210,000円																																																											
75mm	315,000円																																																											
100mm	420,000円																																																											
消費税込み																																																												
口径	金額																																																											
13mm	21,000円																																																											
20mm	42,000円																																																											
25mm	84,000円																																																											
40mm	168,000円																																																											
50mm	210,000円																																																											
75mm	315,000円																																																											
100mm	420,000円																																																											
水道料金、加入者負担金及び手数料の減免(上水道・簡易水道事業)	該当なし	村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。	更別村の例により、合併時に再編する。	忠類村の例により、合併時に再編する。																																																								